

令和4～9年度	業 務 委 託 設 計 書			
業務委託名	上野西小学校他 4 校機械警備業務委託			
履行場所	伊賀市 上野丸之内 他 地内			
設計金額	¥			
履行期間	契約締結の日から	令和9年8月31日まで	設計年月日	令和4年1月
			積算者	検算者
業 務 委 託 の 大 要			業 種	業種コード
小学校	上野西・久米・島ヶ原		業務価格	
中学校	崇広・島ヶ原		¥	
上記施設内に令和4年8月31日までに機械装置を設置し、令和9年8月31日まで機械警備を実施する。			消費税	
			¥	

伊 賀 市

内訳明細書

用途	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	上野西小学校他 4 校機械警備業務委託						
1	小学校						
	上野西小学校		60.00	月			
	久米小学校		60.00	月			
	島ヶ原小学校		60.00	月			
	小計						

内訳明細書

用途	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
2	中学校						
	崇広中学校		60.00	月			
	島ヶ原中学校		60.00	月			
	小計						

機械警備業務委託仕様書

上野西小学校他4校の警備業務（以下「業務」という。）は、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。

1. 対象施設

別紙1「機械警備業務委託対象施設一覧」のとおり

2. 目的

本業務は、対象施設の管理運営を円滑に促進するため、施設の火災事故、盗難事件及び損壊行為等不正行為防止とこれらの早期発見に努めることを目的とする。

3. 業務期間

令和4年9月1日から令和9年8月31日まで（60ヶ月）とする。

各施設には前受託者の警備業務用機械装置（以下「機械装置」という。）が導入されているため、契約締結日から令和4年8月31日までを本業務の履行にかかる移行期間とする。各施設ごとに、前受託者の警備体制から移行完了した時点から警備を開始することとし、遅くとも令和4年9月1日には開始すること。

移行期間における本業務の準備、機械装置の設置、配線工事については、委託者及び前受託者と緊密な連携を取りながら、受託者の負担と責任において行うものとする。工事は夏期休業期間中（ただし、休校日を除く。）に実施すること。なお、従前の機械装置撤去にかかる費用については、委託者又は前受託者が負担する。

4. 警備方式

当業務は、機械警備により行うものとする。

機械警備とは、警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第5項に定義されるもので、警備対象施設に設置した機械装置が感知した信号を受託者の基地局に設置する機器へ送信し、その受信装置の表示により、警備員が当該施設へ急行し、警備業務に当たることをいう。

5. 機械警備実施要項

1) 機械監視項目

ア) 防犯（不法侵入等）警備業務

イ) 既設火災報知器を利用した火災監視業務

2) 機械警備の方法

ア) 受託者は、1)に掲げる事項を監視できる機械装置を設置し、業務を実施する。設置した機械装置は、すべて受託者の所有とする。なお、回線が切断された場合は、その異常を捉え対処できるものとする。

イ) 受託者は、施設から機械警備開始の信号を受信した時点から監視体制に入り、機械警備解除の信号の受信により監視体制を解除する。平日は午後5時15分から翌日午前8時30分まで、休日は24時間を警備基準時間とする。ただし、火災監視業務については、常時対応すること。

また、警備開始（セット）忘れに対応できること。

ウ) 受託者は、機械装置が常に正常に作動するように維持しなければならない。

エ) 機械装置の配置等

別添設置図面を参考に設置すること。設置する機器、数量は指定しないが、次の事項に対応すること。

- a) 警備エリアは現在の警備エリアを踏襲すること（設置図面参照）。ただし、別添「警備エリア一覧」のとおり、エリアの一部を除外又は追加する。
- b) センサーは、画像として捉える機能がなくても差し支えない。
- c) フォギーユニット、スピーカは任意とする。
- d) フラッシュライトまたは警報ベルを全施設に設置すること。
- e) カメラを設置している学校については、引き続き設置するものとするが、より有効な場所、方向へ設置すること。
- f) 金庫感知器を全施設に設置すること。
- g) 施工前に設置計画図面等を提出し、教育委員会及び学校と打合せを行うこと。

オ) 異常事態受信時の措置

施設に異常事態が発生したときは、次の方法により措置を行う。

- a) 施設に異常事態が発生したことを確知したときは警備員を速やかに施設に急行させる。
- b) 警備員は事態の拡大防止にあたるとともに、ただちにあらかじめ定められた関係機関の緊急連絡先へ連絡する。

6. 鍵等の貸与及び保管

業務に必要な鍵等は、受託者に貸与する。受託者は貸与を受けた鍵等の管理を適正に行い、契約解除等により不要になったときは、直ちに返還しなければならない。

7. 報告書の提出

機械装置設置後、速やかに図面等を添えて報告書を提出すること。また、毎月報告書を作成し、翌月 10 日までに提出するものとする。

8. 経費の負担区分

機械装置の設置費、保守点検費、維持管理費、人件費、警備員出勤費（委託者の操作上の過失による場合を含む。）、使用機材、消耗品費、その他一切の経費を受託者が負担するものとする。本業務に最低限必要と認められる範囲内において、施設に係る通信料、光熱水費は委託者が負担する。

契約が終了したときは、受託者は速やかに機械装置を取り外し、施設を原状回復するものとする。原状回復とは、パテ埋め、化粧板による目隠し程度の軽微な補修で差し支えない。機械装置の撤去にかかる費用については受託者の負担とする。

9. 支払方法

委託者は、委託料を別紙 2「機械警備業務委託料支払明細表」のとおり支払う。受託者は期間終了後、翌月初めに委託者に請求し、委託者は請求のあった日から 30 日以内に支払う。

10. その他

退出時及び出勤時の警備開始及び終了は、操作カード等と施錠のみで行えるもので

あること。操作カード等の必要数は、上野西小学校及び崇広中学校各 30 個、久米小学校、島ヶ原小学校及び島ヶ原中学校各 20 個とする。

警備業務遂行にあたっては、警備業法に基づき行うこととし、定めのないものについては委託者と受託者で協議して決定する。

受託者は、業務の全部を一括して第三者に再委託することはできない。

委託者の責に帰すべき事由により、機械装置等を毀損、紛失した場合は、その実費を支払う。

別紙1 機械警備業務委託対象施設一覧

	施設名	住所
1	上野西小学校	伊賀市上野丸之内112
2	久米小学校	伊賀市久米町544
3	島ヶ原小学校・島ヶ原中学校	伊賀市島ヶ原514-2
4	崇広中学校	伊賀市上野丸之内78

別紙2 機械警備業務委託料支払明細表

支払回	内訳	金額(税込)
第1回	令和4年9月から令和4年11月分	円
第2回	令和4年12月から令和5年3月分	円
第3回	令和5年4月から令和5年6月分	円
第4回	令和5年7月から令和5年9月分	円
第5回	令和5年10月から令和5年12月分	円
第6回	令和6年1月から令和6年3月分	円
第7回	令和6年4月から令和6年6月分	円
第8回	令和6年7月から令和6年9月分	円
第9回	令和6年10月から令和6年12月分	円
第10回	令和7年1月から令和7年3月分	円
第11回	令和7年4月から令和7年6月分	円
第12回	令和7年7月から令和7年9月分	円
第13回	令和7年10月から令和7年12月分	円
第14回	令和8年1月から令和8年3月分	円
第15回	令和8年4月から令和8年6月分	円
第16回	令和8年7月から令和8年9月分	円
第17回	令和8年10月から令和8年12月分	円
第18回	令和9年1月から令和9年3月分	円
第19回	令和9年4月から令和9年6月分	円
第20回	令和9年7月から令和9年8月分	円